

求職活動（起業準備）申立書兼誓約書

※内容を確認の上、いずれかにチェックしてください。

- 子どものための教育・保育給付認定の方(2・3号認定) ※保育短時間認定となります。
(保育所・認定こども園等の利用申込みの方)

保育所等の利用開始後3か月以内に就労証明書を提出します。

就労証明書が提出できない場合、保育所等を退所します。

- 子育てのための施設等利用給付認定の方(新2・新3号認定)
(認可外保育施設、一時預かり事業、1号認定の方の預かり保育等の無償化を申請する方)

支給認定開始後3か月以内に就労証明書を提出します。

※提出できない場合、認定期間の末日をもって認定終了となります。

入所を希望している施設名 又は 現在利用している施設名	
児童名・生年月日 (認定に係る小学校就学前子どもが複数いる場合は、そのうち最年長の児童を記入してください。)	(ふりがな) 平成 年 月 日 生 令和
求職活動中 起業準備中 である者の氏名	(ふりがな) (続柄)
求職活動等の方法	<input type="checkbox"/> ハローワークで行っている。 (ハローワーク受付票又はカードをお持ちの方は写しを添付してください。) <input type="checkbox"/> 求人情報誌、新聞等の求人広告により行っている。 <input type="checkbox"/> 求人情報サイトやアプリにより行っている。 (エントリーシートの写し又はアカウント情報の画面コピーを添付してください。スマートフォンアプリの場合は、窓口でアカウント情報の画面を提示ください。) <input type="checkbox"/> その他の方法で行っている。 () <input type="checkbox"/> 起業準備中である。 <input type="checkbox"/> 保育所等の利用決定後に行う予定である。

上記のとおり申立及び誓約します。

令和 年 月 日

保護者住所 霧島市

保護者氏名

《2・3号認定で入所申込される方へ》

1. 求職活動を行わない場合は、入所できません。
2. 就労証明書を提出できず、退所となった場合でも、利用施設が認定こども園である場合は、1号認定への認定変更により、継続して利用可能な園もあります。

《新2・3号認定で申請される方へ》

1. 求職活動を行わない場合は、無償化による給付を受けることはできません。
2. 求職活動中による認定は原則として年1回になります。